



持続可能なまちづくりを実現するため、「第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づき実施する施策に対し、応援してくださる企業の皆様を募集しています。

ご寄付を活用し実施する事業

➤ 瀬戸内町における安定した雇用を創出する事業

- ◎地域経済の主たる担い手である人材の確保
- ◎農林水産業の振興・発展
- ◎様々な機関における企業・第二創業・企業運営に対する支援及び取組

➤ 瀬戸内町への新しいひとの流れをつくる事業

- ◎関係人口の創出及び拡大
- ◎瀬戸内町をより知るための情報発信及び移住体験の促進
- ◎本格的な定住のための住宅確保に向けた取組

➤ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- ◎子ども・子育て支援の充実
- ◎「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成
- ◎男女共同参画社会の実現

➤ 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携する事業

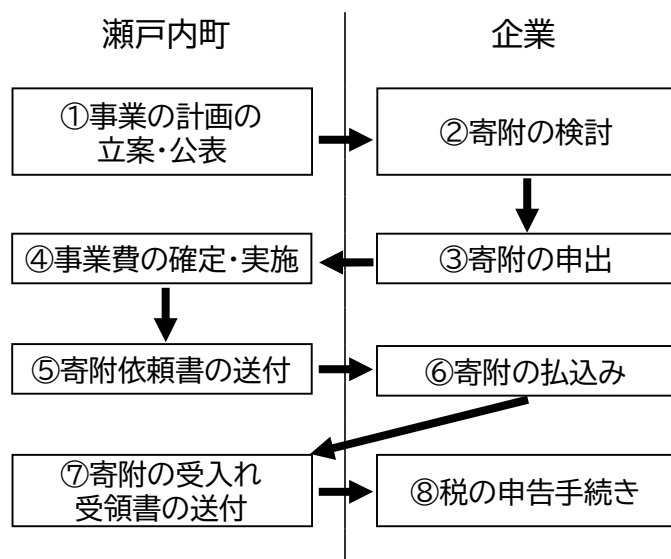
- ◎共生・協働による持続可能なまちづくり
- ◎健康及び福祉の増進、必要な給付等サービスの提供
- ◎Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ◎公共施設等の効果的活用の促進



寄附までの流れ

- ①内閣府へ計画の認定を受け公表
- ②社内検討・合意
- ③寄附申出書(1号様式)により申請
- ④事業費確定・事業実施
- ⑤寄附依頼書(2号様式)を送付
- ⑥依頼書のとおり払込み
- ⑦寄附の確認後受領書(3号様式)を送付
- ⑧受領書をもとに税の申告手続き

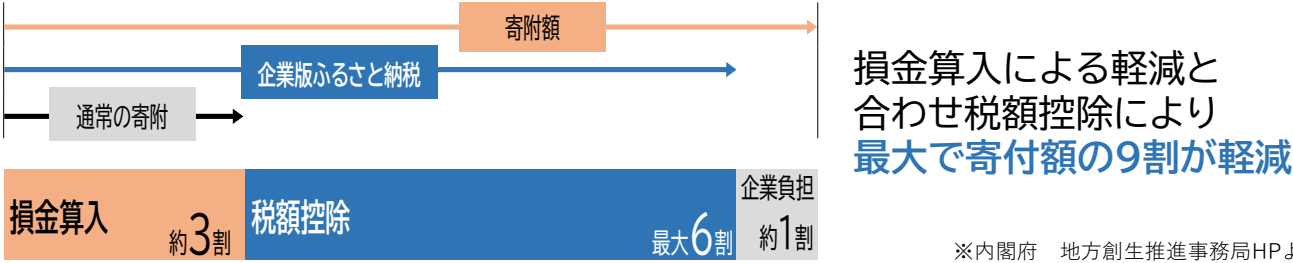
寄附企業を瀬戸内町ホームページ・広報誌等にて企業の情報を公開し、寄附贈呈式の開催を実施する場合があります。



「企業版ふるさと納税」による税額控除について

自治体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から控除する仕組みです。

自治体の取組みを応援することで、SDGsやESGに寄与し、企業のPRや、創業地への恩返しなど、企業にとってもメリットがあります。



※内閣府 地方創生推進事務局HPより

- ①法人住民税 寄付額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除ただし、寄付額の1割を限度
- ③法人事業税 寄付額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

個人版ふるさと納税との違い

分類	個人版	企業版	企業版の備考
所管	総務省	内閣府	
寄附の対象	自治体	自治体のプロジェクト	地域再生計画の認定が必須
政策意図	税金をふるさとに還元	企業と地方を繋げる	地方の関係人口増加など
寄附のメリット	返礼品	企業PR	経済的な見返りは禁止※
寄附者の負担	2,000円	約1割程度	1回あたり10万円から寄附が可能
控除額の上限	あり	あり	

※主な経済的な見返りに該当する例

- ①商品券やプリペイドカードなどの換金性の高い商品の提供、②公共事業の入札参加要件とすること
- ③寄附活用事業により整備された施設の専属的に利用させる など

企業版ふるさと納税について

- 1回あたり10万円から寄付が可能
 - 本社所在地への寄附は対象外
 - 寄附企業への経済的な見返りはできません。
- 詳しくは、ポータルサイトをご確認ください。

【内閣官房・内閣府総合サイト
「地方創生」】



寄附の申込先

〒894-1592
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
瀬戸内町役場総務企画課企画係 担当:早川
TEL:0997-72-1112

【瀬戸内町役場ホームページ
「瀬戸内町企業版ふるさと納税」】

